

令和 6 年第 4 回姫路市議会
定 例 会 提 出 議 案

〔 議案第 1 3 2 号～議案第 1 7 4 号
報告第 3 8 号～報告第 4 2 号 〕

目 次

ページ

議案第 1 3 2 号	姫路市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を 改正する条例について……………	1
議案第 1 3 3 号	姫路市市民農園条例の一部を改正する条例について……………	2
議案第 1 3 4 号	姫路市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例について……………	3
議案第 1 3 5 号	姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例について……………	5
議案第 1 3 6 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部を改正する条例について……………	6
議案第 1 3 7 号	姫路市体育施設条例の一部を改正する条例について……………	7
議案第 1 3 8 号	姫路市下水道条例の一部を改正する条例について……………	1 5
議案第 1 3 9 号	姫路市給水条例の一部を改正する条例について……………	1 7
議案第 1 4 0 号	アイランドハウスいえしま荘条例を廃止する条例について……………	2 0
議案第 1 4 1 号	契約の締結について……………	2 1
議案第 1 4 2 号	姫路市飾磨市民センター等に係る指定管理者の指定について……………	2 2
議案第 1 4 3 号	姫路市西市民センター等に係る指定管理者の指定について……………	2 4
議案第 1 4 4 号	姫路市立網干環境楽習センターに係る指定管理者の指定につ いて……………	2 6
議案第 1 4 5 号	姫路市はやしだ交流センターに係る指定管理者の指定について……………	2 7
議案第 1 4 6 号	姫路市林田チャレンジ農園に係る指定管理者の指定について……………	2 8
議案第 1 4 7 号	姫路市立障害者支援センター等に係る指定管理者の指定につ いて……………	2 9
議案第 1 4 8 号	姫路市立ふれあいの郷養護老人ホームに係る指定管理者の指 定について……………	3 0
議案第 1 4 9 号	姫路市立広畑児童センターに係る指定管理者の指定について……………	3 1
議案第 1 5 0 号	姫路市立網干児童センターに係る指定管理者の指定について……………	3 2

議案第 1 5 1 号	姫路市立安室児童センターに係る指定管理者の指定について……………	3 3
議案第 1 5 2 号	姫路市立田寺テニスコート等に係る指定管理者の指定について……	3 4
議案第 1 5 3 号	姫路市立夢前スポーツセンター等に係る指定管理者の指定に ついて……………	3 5
議案第 1 5 4 号	姫路市立ひめじスーパーアリーナに係る指定管理者の指定に ついて……………	3 6
議案第 1 5 5 号	姫路市自然観察の森及び桜山公園に係る指定管理者の指定に ついて……………	3 7
議案第 1 5 6 号	姫路市及び相生市における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	3 8
議案第 1 5 7 号	姫路市及び加古川市における連携中枢都市圏形成に係る連携 協約の一部を変更する連携協約について……………	4 4
議案第 1 5 8 号	姫路市及び赤穂市における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	5 0
議案第 1 5 9 号	姫路市及び高砂市における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	5 6
議案第 1 6 0 号	姫路市及び加西市における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	6 2
議案第 1 6 1 号	姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	6 8
議案第 1 6 2 号	姫路市及びたつの市における連携中枢都市圏形成に係る連携 協約の一部を変更する連携協約について……………	7 4
議案第 1 6 3 号	姫路市及び稲美町における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	8 0
議案第 1 6 4 号	姫路市及び播磨町における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	8 6
議案第 1 6 5 号	姫路市及び市川町における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	9 2

議案第 1 6 6 号	姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	9 8
議案第 1 6 7 号	姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	1 0 4
議案第 1 6 8 号	姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	1 1 0
議案第 1 6 9 号	姫路市及び上郡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	1 1 6
議案第 1 7 0 号	姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協 約の一部を変更する連携協約について……………	1 2 2
議案第 1 7 1 号	財産区管理委員の選任について……………	1 2 8
議案第 1 7 2 号	議決更正について……………	1 3 1
議案第 1 7 3 号	議決更正について……………	1 3 2
議案第 1 7 4 号	議決更正について……………	1 3 3
報告第 3 8 号	専決処分の報告について……………	1 3 4
報告第 3 9 号	専決処分の報告について……………	1 3 6
報告第 4 0 号	専決処分の報告について……………	1 3 7
報告第 4 1 号	専決処分の報告について……………	1 3 8
報告第 4 2 号	専決処分の報告について……………	1 3 9

議 案 第 1 3 2 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例について

姫路市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例

姫路市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年姫路市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議 案 第 1 3 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市市民農園条例の一部を改正する条例について

姫路市市民農園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市市民農園条例の一部を改正する条例

姫路市市民農園条例（平成 5 年姫路市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「を」の次に「汚損し、」を加える。

第 1 8 条中「前条（」の次に「姫路市仁色ふるさと農園及び」を加え、「第 6 条」を「、第 6 条」に改める。

第 2 2 条第 2 号中「こと（」の次に「姫路市仁色ふるさと農園及び」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に姫路市市民農園条例第 6 条第 1 項の規定によりなされた姫路市仁色ふるさと農園の同日以後の使用に係る許可は、この条例による改正後の姫路市市民農園条例第 1 8 条の規定により読み替えられた同項の規定によりなされた許可とみなす。

議 案 第 1 3 4 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について

姫路市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

姫路市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年姫路市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「常勤の職員の員数」の次に「（姫路市地域ケア推進協議会（姫路市附属機関設置条例（平成 2 6 年姫路市条例第 3 号）別表に規定する姫路市地域ケア推進協議会をいう。以下同じ。）が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項の」を「第 1 項の」に改め、「（姫路市附属機関設置条例（平成 2 6 年姫路市条例第 3 号）別表に規定する姫路市地域ケア推進協議会をいう。以下同じ。）」を削り、同項第 1 号及び第 2 号中「前項第 1 号から第 3 号まで」を「第 1 項各号」に改め、同項第 3 号中「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、姫路市地域ケア推進協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 第 1 3 5 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例について

姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市公衆浴場法基準条例の一部を改正する条例

姫路市公衆浴場法基準条例（平成 2 4 年姫路市条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 7 項第 2 号中「1 0 歳以上」を「7 歳以上」に改め、同項第 3 号イ中「親等とその 1 0 歳未満の子」を「子とその父母等（父母及び祖父母をいう。）」に改める。

別表第 2 第 1 項第 7 号ウ中「1 0 歳以上」を「7 歳以上」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 第 1 3 6 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年姫路市条例第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長の款生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定に準じて行う生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるものの項中「若しくは特例給付」を削り、同款児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるものの項中「又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 第 1 3 7 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市体育施設条例の一部を改正する条例について

姫路市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市体育施設条例の一部を改正する条例

第 1 条 姫路市体育施設条例（昭和 5 5 年姫路市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「保健・体育・スポーツ」を「保健、体育、スポーツ及びレクリエーション」に改め、「増進」の次に「及び地域振興」を加える。

第 2 条第 1 項の表姫路市立スケートボードパークの項の次に次のように加える。

姫路市立網干南公園相撲場	姫路市網干区新在家 2 4 6 番地
--------------	--------------------

第 1 4 条第 5 号中「その他」を「又は許可なくして」に改める。

第 1 6 条中「体育施設（）」の次に「姫路市立網干南公園相撲場及び」を加える。

第 1 9 条中「候補者」の次に「又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）の規定に基づき選定された民間事業者」を加える。

別表第 1 姫路市立スケートボードパークの項の次に次のように加える。

姫路市立網干南公園相撲場	相撲場	諸室、放送設備
--------------	-----	---------

別表第 2 中

「 姫路市立スケードボードパーク 」		を	「 姫路市立スケードボードパーク 姫路市立網干南公園相撲場 」	
--------------------	--	---	------------------------------------	--

に改める。

別表第3中

「

姫路市家島B & G海洋センター

」

を

「

姫路市立網干南公園相撲場

姫路市家島B & G海洋センター

」

アリーナ、姫路市立広畑トレーニングルーム、姫路市立花北体育館及び姫路市立香寺総合公園スポーツセンターのトレーニングルーム並びに姫路市立総合スポーツ会館の弓道場

(2) 義務教育終了前の者であって保護者又は指導者が同伴しないもの 姫路市立ひめじスーパーアリーナの近的用弓道場及び遠的用弓道場

(3) 3歳未満の者及び3歳以上小学3年生以下の者であって保護者又は指導者が同伴しないもの 姫路市立総合スポーツ会館の温水プール並びに姫路市立ひめじスーパーアリーナの50m温水プール及び25m温水プール

(4) 小学3年生以下の者であって保護者が同伴しないもの 姫路市立ひめじスーパーアリーナの屋外附属プール及び多目的広場

第23条第1項中「場合においては」の次に「、姫路市立ひめじスーパーアリーナ」を加える。

別表第1 姫路市立球技スポーツセンターの項の次に次のように加える。

姫路市立ひめじスーパーアリーナ	メインアリーナ（観客席を含む。） サブアリーナ（観客席を含む。） 柔道場（観客席を含む。） 剣道場（観客席を含む。） 近的用弓道場（観客席を含む。） 遠的用弓道場 卓球場 トレーニングルーム 多目的スタジオ1	会議室1、会議室2、会議室3、会議室4、会議室5、会議室6、会議室7、会議室8、研修室1、研修室2、本部役員室1、本部役員室2、選手控室1、選手控室2、選手控室3、選手控室4、審判更衣室1、審判更衣室2、多目的更衣室1、多目的更衣室2、多目的更衣室3、来賓室1、来賓室2、来賓室3、来賓室4、来賓室
-----------------	--	---

	多目的スタジオ2 ランニングコース 50m温水プール（観客席を含む。） 25m温水プール（観客席を含む。） 屋外附属プール 多目的広場	5、来賓控室、特別観覧室1、特別観覧室2、特別観覧室3、特別観覧室4、特別観覧室5、特別観覧室6、プレス室1、プレス室2、放送室1、放送室2、技術統計記録室1、技術統計記録室2、センサリールーム、キッズルーム
--	--	--

別表第2の2の項を次のように改める。

2	姫路市立総合スポーツ会館 姫路市立中央体育館 姫路市立ひめじスーパーアリーナ 姫路市立広畑トレーニングルーム 姫路市立花北体育館 姫路市立飾磨体育館 姫路市立スケートボードパーク 姫路市立網干南公園相撲場 姫路市立家島運動広場 姫路市立坊勢スポーツセンター 姫路市立坊勢運動広場 姫路市立夢前スポーツセンター 姫路市立香寺総合公園スポーツセンター 姫路市立安富スポーツセンター	午前9時から午後9時まで（姫路市立ひめじスーパーアリーナの屋外附属プールは、午前9時から午後5時まで）
---	---	---

別表第3の1の項を次のように改める。

1	姫路市立総合スポーツ会館	(1) 12月28日から翌年1月4
---	--------------	-------------------

姫路市立中央体育館	日まで
姫路市立球技スポーツセンター	(2) 姫路市立ひめじスーパーアリーナ
姫路市立ひめじスーパーアリーナ	の屋外附属プールは、11
姫路市立姫路球場	月1日から翌年4月第4金曜日
姫路市立豊富球場	まで
姫路市立中島野球場	
姫路市立灘浜野球場	
姫路市立広畑野球場	
姫路市立白浜新開野球場	
姫路市立林田グラウンド	
姫路市立陸上競技場	
姫路市立田寺テニスコート	
姫路市立網干テニスコート	
姫路市立広畑テニスコート	
姫路市立広畑トレーニングルーム	
姫路市立花北体育館	
姫路市立飾磨体育館	
姫路市立スケートボードパーク	
姫路市立夢前スポーツセンター	
姫路市立香寺総合公園スポーツセンター	
姫路市立安富スポーツセンター	

別表第4第1項中第22号を第23号とし、第4号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 姫路市立ひめじスーパーアリーナ

区分		午前9時から午後9時まで（1時間につき）
メインアリーナ	全面	円

		6, 300
	2分の1	3, 150
	3分の1	2, 100
サブアリーナ	全面	1, 700
	2分の1	850
柔道場	全面	1, 700
	2分の1	850
剣道場	全面	1, 700
	2分の1	850
近的用弓道場	全面	1, 700
	2分の1	850
遠的用弓道場	全面	1, 700
	2分の1	850
多目的スタジオ1		2, 100
多目的スタジオ2		2, 100
50m温水プール（1コースにつき）		2, 000
25m温水プール（1コースにつき）		1, 000

別表第5第1項中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 姫路市立ひめじスーパーアリーナ（次号に掲げる競技場を除く。）

区分	使用料		
	当日使用券（1人1回1時間以内に1枚につき）	回数券（使用券1枚につき）	定期使用券（1人1月につき）
サブアリーナ	円	円	円
	大人 300		
	小人 150		

柔道場	大人 300 小人 150		
剣道場	大人 300 小人 150		
卓球場	大人 300 小人 150		
近的用弓道場	大人 300 小人 150		
遠的用弓道場	大人 300 小人 150		
トレーニングルーム	大人 400	大人 4,000	大人 6,000
ランニングコース	大人 200 小人 100		
50m温水プール	大人 400	大人 4,000	大人 6,000
25m温水プール	小人 200	小人 2,000	小人 3,000

(3) 姫路市立ひめじスーパーアリーナの屋外附属プール及び多目的広場

区分	使用料	
	当日使用券（1人1回につき）	回数券（使用券11枚につき）
屋外附属プール	円 大人 1,100 小人（3歳未満の者を除く。） 500	円 大人 11,000 小人（3歳未満の者を除く。） 5,000

別表第5第2項に次の1号を加える。

(6) 定期使用券の使用期間は、交付を受けた日から起算して1月間とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中姫路市体育施設条例第1条、第14条及び第19条の改正規定並びに
次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和7年4月1日

(3) 第2条の規定 市長が告示で定める日

(準備行為)

2 第2条の規定による改正後の姫路市体育施設条例別表第1に規定する姫路市立ひめじスーパーアリーナの管理に関し必要な使用許可その他の準備行為は、前項第3号に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

議 案 第 1 3 8 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市下水道条例の一部を改正する条例について

姫路市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市下水道条例の一部を改正する条例

姫路市下水道条例（昭和 3 5 年姫路市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項の表終末処理場で下水を処理している区域の款一般汚水の項中「8 6 0 円」を「1, 0 3 0 円」に、「1 7 円」を「3 6 円」に、「1 3 6 円」を「1 4 9 円」に、「1 7 2 円」を「1 8 5 円」に、「2 0 2 円」を「2 1 5 円」に、「2 2 7 円」を「2 4 0 円」に、「2 5 2 円」を「2 6 7 円」に、「3 1 6 円」を「3 3 1 円」に、「3 6 7 円」を「3 8 2 円」に、「3 8 5 円」を「4 0 0 円」に改め、同款公衆浴場汚水の項中「1, 4 2 9 円」を「1, 5 4 3 円」に、「1 4 円」を「1 5 円」に改め、同表終末処理場で下水を処理していない区域の款一般汚水の項中「1 4 3 円」を「1 6 6 円」に、「1 4 円」を「1 6 円」に改め、同款公衆浴場汚水の項中「9 5 2 円」を「1, 0 2 8 円」に、「1 0 円」を「1 1 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 1 3 条第 1 項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、使用料算定の基礎となる汚水排出量の認定に係る期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該期間中の汚水排出量

に係る使用料は、なお従前の例による。

議 案 第 1 3 9 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市給水条例の一部を改正する条例について

姫路市給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市給水条例の一部を改正する条例

姫路市給水条例（昭和 3 6 年姫路市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 3 項の表中

「

914円	5立方メートルを超	10立方メートルを	20立方メートルを	30立方メートルを	50立方メートルを
984円	え10立方メートルまでの分 5円	超え20立方メートルまでの分 164円	超え30立方メートルまでの分 218円	超え50立方メートルまでの分 265円	超える分 309円
2,510円	5立方メートルを超え2				
3,440円	0立方メートルまでの分 164円				
6,100円	10立方メートルを超え				
10,500円	20立方メートルまでの分 164円				
23,200円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 265円				

を

38,000円	50立方メートルを超える分 309円
100,500円	150立方メートルを超える分 309円
175,500円	300立方メートルを超える分 309円

」

「

1,020円	10立方メートルまでの分 20円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分 166円	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分 241円	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分 295円	50立方メートルを超える分 310円
1,100円					
3,650円					
4,700円					
7,800円					
15,300円					
33,800円					
55,400円					
146,400円					
216,300円					

に

」

改め、同条第4項中「164円」を「166円」に、「218円」を「241円」に、「265円」を「295円」に、「309円」を「310円」に、「80円」を「84円」に改める。

第26条の2第1号中「650円」を「720円」に改め、同条第2号中「970円」を「1,080円」に改める。

第37条の2第1項中「第4条」を「第6条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第37条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第26条第3項及び第4項並びに第26条の2の規定は、施行日以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、水道料金算定の基礎となる使用水量について、その使用期間が施行日前から施行日以後に引き続くものであるときは、当該使用水量に係る水道料金は、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 0 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

アイランドハウスいえしま荘条例を廃止する条例について

アイランドハウスいえしま荘条例を廃止する条例を次のように制定する。

アイランドハウスいえしま荘条例を廃止する条例

アイランドハウスいえしま荘条例（平成 1 8 年姫路市条例第 3 6 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前のアイランドハウスいえしま荘条例第 2 1 条第 1 項の規定により指定された指定管理者（以下「施行日前の指定管理者」という。）に係る同条例第 2 3 条に規定する事業報告書を提出しなければならない義務並びに施行日前の指定管理者の役員及び職員であった者に係る同条例第 2 4 条に規定する秘密を他に漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

議 案 第 1 4 1 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

契約の締結について

（仮称）手柄山駐輪場新築（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したい。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提出する。

記

工 事 名	（仮称）手柄山駐輪場新築（建築）工事
工 事 場 所	姫路市岡田 4 8 7 番地 1
工 期	令和 8 年 1 月 3 0 日限り
契 約 金 額	2 5 6 , 3 0 0 , 0 0 0 円
契 約 の 方 法	一般競争入札
契約の相手方	姫路市網干区新在家 1 2 6 1 番地の 1 2 株式会社ハマダ 代表取締役 帽田 泰輔

議 案 第 1 4 2 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市飾磨市民センター等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市飾磨市民センター、姫路市広畑市民センター及び姫路市網干市民センター

2 指定管理者となる団体

神姫バス・姫路 N P O グループ共同事業体

(1) 代表者

所在地 姫路市西駅前町 1 番地

名 称 神姫バス株式会社

代表者 代表取締役 長尾 真

(2) 構成員

所在地 姫路市花田町一本松 1 番地の 1

名 称 神姫トラストホープ株式会社

代表者 代表取締役 切原 慎治

(3) 構成員

所在地 姫路市西脇 7 4 6 番地

名 称 特定非営利活動法人姫路コンベンションサポート

代表者 理事長 石井 恵美

(4) 構成員

所在地 姫路市網干区余子浜 1 2 番地

名 称 N P O 法人あぼしまちコミュニケーション

代表者 理事長 勢川 正澄

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 4 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市西市民センター等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市西市民センター、姫路市東市民センター及び姫路市灘市民センター

2 指定管理者となる団体

神姫バスグループ・姫路 C S 共同事業体

(1) 代表者

所在地 姫路市西駅前町 1 番地

名 称 神姫バス株式会社

代表者 代表取締役 長尾 真

(2) 構成員

所在地 姫路市花田町一本松 1 番地の 1

名 称 神姫トラストホープ株式会社

代表者 代表取締役 切原 慎治

(3) 構成員

所在地 姫路市西脇 7 4 6 番地

名 称 特定非営利活動法人姫路コンベンションサポート

代表者 理事長 石井 恵美

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

議 案 第 1 4 4 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立網干環境楽習センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立網干環境楽習センター

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市網干区余子浜 1 2 番地

(2) 名 称 N P O 法人あぼしまちコミュニケーション

(3) 代表者 理事長 勢川 正澄

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 4 5 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市はやしだ交流センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市はやしだ交流センター

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市林田町口佐見 3 8 6 番地

(2) 名 称 林田地域振興組合

(3) 代表者 理事長 高原 誠吾

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 4 6 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市林田チャレンジ農園に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市林田チャレンジ農園

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市林田町口佐見 3 8 6 番地

(2) 名 称 林田地域振興組合

(3) 代表者 理事長 高原 誠吾

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 4 7 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立障害者支援センター等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立障害者支援センター、姫路市立かしのきの里、姫路市立書写障害者デイサービスセンター、姫路市立広畑障害者デイサービスセンター、姫路市立在宅障害者デイ・サービスルーム、姫路市立障害者体育館及び姫路市立障害者やすらぎルーム

2 指定管理者となる団体

- (1) 所在地 姫路市安田三丁目 1 番地
- (2) 名 称 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団
- (3) 代表者 理事長 段 守

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 4 8 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立ふれあいの郷養護老人ホームに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市安田三丁目 1 番地

(2) 名 称 社会福祉法人姫路市社会福祉事業団

(3) 代表者 理事長 段 守

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 4 9 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立広畑児童センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立広畑児童センター

2 指定管理者となる団体

しんきエンジェルハート・神姫バス共同事業体

(1) 代表者

所在地 姫路市西駅前町 1 番地

名 称 しんきエンジェルハート株式会社

代表者 代表取締役 井村 在宏

(2) 構成員

所在地 姫路市西駅前町 1 番地

名 称 神姫バス株式会社

代表者 代表取締役 長尾 真

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 5 0 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立網干児童センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立網干児童センター

2 指定管理者となる団体

しんきエンジェルハート・神姫バス共同事業体

(1) 代表者

所在地 姫路市西駅前町 1 番地

名 称 しんきエンジェルハート株式会社

代表者 代表取締役 井村 在宏

(2) 構成員

所在地 姫路市西駅前町 1 番地

名 称 神姫バス株式会社

代表者 代表取締役 長尾 真

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 5 1 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立安室児童センターに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立安室児童センター

2 指定管理者となる団体

しんきエンジェルハート・神姫バス共同事業体

(1) 代表者

所在地 姫路市西駅前町 1 番地

名 称 しんきエンジェルハート株式会社

代表者 代表取締役 井村 在宏

(2) 構成員

所在地 姫路市西駅前町 1 番地

名 称 神姫バス株式会社

代表者 代表取締役 長尾 真

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 5 2 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立田寺テニスコート等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立田寺テニスコート、姫路市立網干テニスコート及び姫路市立広畑テニスコート

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市北条一丁目 4 0 8 番 5

(2) 名 称 光栄産業株式会社

(3) 代表者 代表取締役 東 義雄

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 5 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立夢前スポーツセンター等に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立夢前スポーツセンター、姫路市立香寺総合公園スポーツセンター及び姫路市立安富スポーツセンター

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 東京都中央区銀座四丁目 1 2 番 1 5 号

(2) 名 称 株式会社オーエンス

(3) 代表者 代表取締役 大木 一雄

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 5 4 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市立ひめじスーパーアリーナに係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市立ひめじスーパーアリーナ

2 指定管理者となる団体

(1) 所在地 姫路市網干区新在家 1 2 6 1 番地の 1 2

(2) 名 称 ひめじ手柄山 P F I 株式会社

(3) 代表者 代表取締役 桑原 幹雄

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 2 3 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 5 5 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市自然観察の森及び桜山公園に係る指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として次のとおり指定したい。

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提出する。

記

1 管理を行わせる施設の名称

姫路市自然観察の森及び桜山公園

2 指定管理者となる団体

神姫バスグループ共同事業体

(1) 代表者

所在地 姫路市花田町一本松 1 番地の 1

名 称 神姫トラストホープ株式会社

代表者 代表取締役 切原 慎治

(2) 構成員

所在地 姫路市西駅前町 1 番地

名 称 神姫バス株式会社

代表者 代表取締役 長尾 真

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

議 案 第 1 5 6 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び相生市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び相生市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び相生市（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び相生市におけ
る連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更
する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市的サービスを提供する高次都市機能の集積した中心拠点の整備及び広域的公共交通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環境整備	将来の圏域を担う人材の育成支援及び高等教育・研究開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感染症予防に係る啓発活動の推進等を通じた安定的な地域医療の提供及び住民の健康増進に関する機能の強化に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
介護	高齢者等の介護に係る施設整備・サービス利用への支援や在宅医療・介護連携に向けた支援等に関する機能の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのＤＸの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	ＵＩＪターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 5 7 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び加古川市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び加古川市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び加古川市（以下「乙」という。）は、地方自治
法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4
月 5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び加古川市に
おける連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を
変更する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・ 広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市 的サービスを提供する高次 都市機能の集積した中心拠 点の整備及び広域的公共交 通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環 境整備	将来の圏域を担う人材の育 成支援及び高等教育・研究 開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能 の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の 集積・強化に係る施策に取 り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感 染症予防に係る啓発活動の 推進等を通じた安定的な地 域医療の提供及び住民の健 康増進に関する機能の強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
介護	高齢者等の介護に係る施設 整備・サービス利用への支 援や在宅医療・介護連携に 向けた支援等に関する機能 の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度 の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのＤＸの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	ＵＩＪターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 5 8 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び赤穂市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び赤穂市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び赤穂市（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 1 2
月 2 1 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び赤穂市に
おける連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を
変更する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・ 広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市 的サービスを提供する高次 都市機能の集積した中心拠 点の整備及び広域的公共交 通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環 境整備	将来の圏域を担う人材の育 成支援及び高等教育・研究 開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能 の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の 集積・強化に係る施策に取 り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感 染症予防に係る啓発活動の 推進等を通じた安定的な地 域医療の提供及び住民の健 康増進に関する機能の強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
介護	高齢者等の介護に係る施設 整備・サービス利用への支 援や在宅医療・介護連携に 向けた支援等に関する機能 の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度 の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのＤＸの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	ＵＩＪターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 5 9 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び高砂市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び高砂市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び高砂市（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び高砂市におけ
る連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更
する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市的サービスを提供する高次都市機能の集積した中心拠点の整備及び広域的公共交通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環境整備	将来の圏域を担う人材の育成支援及び高等教育・研究開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感染症予防に係る啓発活動の推進等を通じた安定的な地域医療の提供及び住民の健康増進に関する機能の強化に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
介護	高齢者等の介護に係る施設整備・サービス利用への支援や在宅医療・介護連携に向けた支援等に関する機能の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのＤＸの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	ＵＩＪターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 6 0 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び加西市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び加西市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び加西市（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び加西市におけ
る連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更
する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・ 広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市 的サービスを提供する高次 都市機能の集積した中心拠 点の整備及び広域的公共交 通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環 境整備	将来の圏域を担う人材の育 成支援及び高等教育・研究 開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能 の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の 集積・強化に係る施策に取 り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感 染症予防に係る啓発活動の 推進等を通じた安定的な地 域医療の提供及び住民の健 康増進に関する機能の強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
介護	高齢者等の介護に係る施設 整備・サービス利用への支 援や在宅医療・介護連携に 向けた支援等に関する機能 の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度 の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのD Xの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	U I J ターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 6 1 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び宍粟市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び宍粟市（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び宍粟市におけ
る連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更
する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市的サービスを提供する高次都市機能の集積した中心拠点の整備及び広域的公共交通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環境整備	将来の圏域を担う人材の育成支援及び高等教育・研究開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策に取り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感染症予防に係る啓発活動の推進等を通じた安定的な地域医療の提供及び住民の健康増進に関する機能の強化に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
介護	高齢者等の介護に係る施設整備・サービス利用への支援や在宅医療・介護連携に向けた支援等に関する機能の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのD Xの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	U I J ターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 6 2 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及びたつの市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及びたつの市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の
一部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及びたつの市（以下「乙」という。）は、地方自治
法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4
月 5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及びたつの市に
おける連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を
変更する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・ 広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市 的サービスを提供する高次 都市機能の集積した中心拠 点の整備及び広域的公共交 通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環 境整備	将来の圏域を担う人材の育 成支援及び高等教育・研究 開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能 の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の 集積・強化に係る施策に取 り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感 染症予防に係る啓発活動の 推進等を通じた安定的な地 域医療の提供及び住民の健 康増進に関する機能の強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
介護	高齢者等の介護に係る施設 整備・サービス利用への支 援や在宅医療・介護連携に 向けた支援等に関する機能 の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度 の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのＤＸの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	ＵＩＪターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 6 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び稲美町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び稲美町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び稲美町（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結した姫路市及び稲美町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（
以下「原連携協約」という。）の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
産学金官民一体となった	産学金官民一体となった経	甲は圏域の中心と

経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	なって取り組み、 乙は甲と協力して 取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心と なって取り組み、 乙は必要な協力を 行う。
高度な中心拠点の整備・	魅力的でより質の高い都市	

広域的公共交通網の構築	的サービスを提供する高次都市機能の集積した中心拠点の整備及び広域的公共交通網の構築に取り組む。	
高等教育・研究開発の環境整備	将来の圏域を担う人材の育成支援及び高等教育・研究開発環境の整備に取り組む。	
その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策に取り組む。	

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感染症予防に係る啓発活動の推進等を通じた安定的な地域医療の提供及び住民の健康増進に関する機能の強化に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
介護	高齢者等の介護に係る施設整備・サービス利用への支援や在宅医療・介護連携に向けた支援等に関する機能の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度の円滑な運営及び障害福祉サービス等の質の向上・改	

	善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
----	----	------

地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのD Xの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	U I J ターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特 長を生かした移住・定住施	

	策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 6 4 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び播磨町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び播磨町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び播磨町（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結した姫路市及び播磨町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（
以下「原連携協約」という。）の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
産学金官民一体となった	産学金官民一体となった経	甲は圏域の中心と

経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	なって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心と なって取り組み、 乙は必要な協力を 行う。
高度な中心拠点の整備・	魅力的でより質の高い都市	

広域的公共交通網の構築	的サービスを提供する高次都市機能の集積した中心拠点の整備及び広域的公共交通網の構築に取り組む。	
高等教育・研究開発の環境整備	将来の圏域を担う人材の育成支援及び高等教育・研究開発環境の整備に取り組む。	
その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策に取り組む。	

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感染症予防に係る啓発活動の推進等を通じた安定的な地域医療の提供及び住民の健康増進に関する機能の強化に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
介護	高齢者等の介護に係る施設整備・サービス利用への支援や在宅医療・介護連携に向けた支援等に関する機能の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度の円滑な運営及び障害福祉サービス等の質の向上・改	

	善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
----	----	------

地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのD Xの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	U I J ターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特 長を生かした移住・定住施	

	策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 6 5 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び市川町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び市川町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び市川町（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び市川町におけ
る連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更
する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・ 広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市 的サービスを提供する高次 都市機能の集積した中心拠 点の整備及び広域的公共交 通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環 境整備	将来の圏域を担う人材の育 成支援及び高等教育・研究 開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能 の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の 集積・強化に係る施策に取 り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感 染症予防に係る啓発活動の 推進等を通じた安定的な地 域医療の提供及び住民の健 康増進に関する機能の強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
介護	高齢者等の介護に係る施設 整備・サービス利用への支 援や在宅医療・介護連携に 向けた支援等に関する機能 の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度 の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのＤＸの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	ＵＩＪターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特 長を生かした移住・定住施	

	策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 6 6 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び福崎町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び福崎町（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び福崎町におけ
る連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更
する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・ 広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市 的サービスを提供する高次 都市機能の集積した中心拠 点の整備及び広域的公共交 通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環 境整備	将来の圏域を担う人材の育 成支援及び高等教育・研究 開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能 の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の 集積・強化に係る施策に取 り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感 染症予防に係る啓発活動の 推進等を通じた安定的な地 域医療の提供及び住民の健 康増進に関する機能の強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
介護	高齢者等の介護に係る施設 整備・サービス利用への支 援や在宅医療・介護連携に 向けた支援等に関する機能 の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度 の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのD Xの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	U I J ターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 6 7 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び神河町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び神河町（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び神河町におけ
る連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更
する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・ 広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市 的サービスを提供する高次 都市機能の集積した中心拠 点の整備及び広域的公共交 通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環 境整備	将来の圏域を担う人材の育 成支援及び高等教育・研究 開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能 の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の 集積・強化に係る施策に取 り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感 染症予防に係る啓発活動の 推進等を通じた安定的な地 域医療の提供及び住民の健 康増進に関する機能の強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
介護	高齢者等の介護に係る施設 整備・サービス利用への支 援や在宅医療・介護連携に 向けた支援等に関する機能 の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度 の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのD Xの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	U I J ターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特 長を生かした移住・定住施	

	策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 6 8 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び太子町（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び太子町におけ
る連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更
する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・ 広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市 的サービスを提供する高次 都市機能の集積した中心拠 点の整備及び広域的公共交 通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環 境整備	将来の圏域を担う人材の育 成支援及び高等教育・研究 開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能 の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の 集積・強化に係る施策に取 り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感 染症予防に係る啓発活動の 推進等を通じた安定的な地 域医療の提供及び住民の健 康増進に関する機能の強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
介護	高齢者等の介護に係る施設 整備・サービス利用への支 援や在宅医療・介護連携に 向けた支援等に関する機能 の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度 の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのＤＸの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	ＵＩＪターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 6 9 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び上郡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び上郡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び上郡町（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び上郡町におけ
る連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更
する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・ 広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市 的サービスを提供する高次 都市機能の集積した中心拠 点の整備及び広域的公共交 通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環 境整備	将来の圏域を担う人材の育 成支援及び高等教育・研究 開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能 の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の 集積・強化に係る施策に取 り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感 染症予防に係る啓発活動の 推進等を通じた安定的な地 域医療の提供及び住民の健 康増進に関する機能の強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
介護	高齢者等の介護に係る施設 整備・サービス利用への支 援や在宅医療・介護連携に 向けた支援等に関する機能 の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度 の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのＤＸの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	ＵＩＪターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 7 0 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部
部を変更する連携協約について

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項に規定する連携協約の一部を変更する連携協約を
締結するため、協議したい。

地方自治法第 2 5 2 条の 2 第 4 項においてその例によるとされている同条第 3 項の
規定により提出する。

記

姫路市及び佐用町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一
部を変更する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び佐用町（以下「乙」という。）は、地方自治法
（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 第 4 項の規定に基づき、平成 2 7 年 4 月
5 日付けで締結し、令和 5 年 2 月 1 6 日付けで一部変更した姫路市及び佐用町におけ
る連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更
する連携協約を次のとおり締結する。

（連携を図る事務等の変更）

第 1 条 原連携協約第 3 条中「次に」を「別表に」に改め、同条各号を削る。

第 2 条 原連携協約第 6 条の次に次の別表を加える。

別表（第 3 条関係）

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

取組	内容	役割分担
----	----	------

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は甲と協力して取り組む。
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	圏域の経済戦略に基づき、産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成に取り組む。	
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	圏域の経済戦略に基づき、地域資源を活用した地域経済の裾野拡大に取り組む。	
戦略的な観光施策	圏域の経済戦略に基づき、戦略的な観光施策に取り組む。	
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策に取り組む。	

(2) 高次の都市機能の集積・強化

取組	内容	役割分担
高度な医療サービスの提供	兵庫県と協力しながら二次及び三次救急医療体制の整備や先進医療の充実等、安定的な診療体制の確立を図るとともに、医療従事者の確保等に取り組む。	甲は圏域の中心となって取り組み、乙は必要な協力を行う。

高度な中心拠点の整備・ 広域的公共交通網の構築	魅力的でより質の高い都市 的サービスを提供する高次 都市機能の集積した中心拠 点の整備及び広域的公共交 通網の構築に取り組む。
高等教育・研究開発の環 境整備	将来の圏域を担う人材の育 成支援及び高等教育・研究 開発環境の整備に取り組む。
その他、高次の都市機能 の集積・強化に係る施策	その他、高次の都市機能の 集積・強化に係る施策に取 り組む。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域医療	救急医療の維持・向上や感 染症予防に係る啓発活動の 推進等を通じた安定的な地 域医療の提供及び住民の健 康増進に関する機能の強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
介護	高齢者等の介護に係る施設 整備・サービス利用への支 援や在宅医療・介護連携に 向けた支援等に関する機能 の強化に取り組む。	
福祉	子育て支援や障害福祉制度 の円滑な運営及び障害福祉	

	サービス等の質の向上・改善に関する機能の強化に取り組む。
教育・文化・スポーツ	学校教育・社会教育環境の整備のほか、スポーツ・文化芸術活動の振興、社会教育施設の相互利用、文化財等の保護に関する機能の強化に取り組む。
地域振興	若年求職者や女性等の就労につながる各種就労支援及び地域住民と在住外国人等との交流促進に関する機能の強化に取り組む。
災害対策	大規模災害発生時等における相互応援の円滑化や地域防災力の向上に向けた減災・防災体制の充実及び各消防本部の連携に関する機能の強化に取り組む。
環境	再生可能エネルギー等の普及促進や環境意識の向上に向けた啓発活動等、地域の特色を生かした地球温暖化対策の推進に関する機能の強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
地域公共交通	バス路線網の維持・形成、 鉄道の利用促進等、地域公 共交通ネットワークの強化 に取り組む。	甲と乙は、それぞ れ協力して取り組 む。
デジタルインフラ整備	デジタルインフラの整備に 向けた情報共有や連携事業 におけるデジタル技術の活 用等、圏域全体でのＤＸの 推進に取り組む。	
道路等の交通インフラ の整備・維持	圏域内交通の円滑化を図る とともに、防災性と代替性 に富む多核ネットワーク型 の地域構造を構築するため 、高規格幹線道路網をはじ めとする広域幹線道路網の 整備促進に取り組む。	
地域の生産者や消費者 等の連携による地産地 消	直売所や、生産者と消費者 が直結した直販システム等 を通じた地場製品の販売・ 学校給食への圏内製品の活 用その他の地産地消の促進 に取り組む。	
地域内外の住民との交 流・移住促進	ＵＩＪターン人材等の発掘 や移住・定住に係る情報発 信・地域活性化を図るため の取組を促進し、地域の特	

	長を生かした移住・定住施策に取り組む。	
その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策	その他、結びつきやネットワークの強化に係る施策に取り組む。	

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

取組	内容	役割分担
圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保	圏域内市町の職員等の交流、人材の育成、外部からの行政及び民間人材の確保に取り組む。	甲と乙は、それぞれ協力して取り組む。
その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策	その他、圏域マネジメント能力の強化に係る施策に取り組む。	

(効力発生日)

第3条 この連携協約は、令和7年4月1日から効力を生ずるものとする。

議 案 第 1 7 1 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

財産区管理委員の選任について

伊勢財産区管理委員として下記の者を選任したいので、議会の同意を得たい。

姫路市財産区管理会条例（昭和 3 8 年姫路市条例第 3 2 号）第 3 条の規定により提出する。

記

原 田 康 久

玉 田 和 宏

三 村 肇

岩 谷 健

議 案 第 1 7 2 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和 3 年 1 2 月 2 1 日議案第 1 2 0 号にて議決を得て、令和 5 年 1 2 月 1 9 日議案第 2 0 7 号にて契約金額の変更の議決を得た手柄山スポーツ施設整備運営事業契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「3 5, 1 1 9, 0 6 9, 9 2 5 円」を「3 9, 9 5 0, 4 2 1, 9 6 3 円」に更正する。

議 案 第 1 7 3 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和 5 年 3 月 2 8 日議案第 3 6 号にて議決を得て、同年 1 0 月 2 日議案第 1 3 4 号にて契約金額の変更の議決を得た姫路市営市川住宅（第 3 期）高層建替（電気）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「2 2 4， 2 1 7， 4 4 6 円」を「2 3 5， 6 8 9， 5 8 7 円」に更正する。

議 案 第 1 7 4 号

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

姫路市長 清 元 秀 泰

議決更正について

令和 5 年 3 月 2 8 日議案第 3 7 号にて議決を得て、同年 1 0 月 2 日議案第 1 3 5 号にて契約金額の変更の議決を得た姫路市営市川住宅（第 3 期）高層建替（機械）工事請負契約の件中、契約金額を下記のとおり議決更正したい。

記

「3 1 7, 2 7 9, 3 2 5 円」を「3 3 0, 7 8 7, 2 9 7 円」に更正する。

報 告 第 38号

令和 6年11月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 23号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第3号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

記

訴えの提起について

- 1 事件名 家屋明渡し等請求事件
- 2 当事者 原告 姫路市安田四丁目1番地

姫路市

代表者 市長 清元 秀泰

被告 別表に記載のとおり

3 事件の概要

別表記載の者は、市営住宅の入居名義人であるが、度々の督促、催告にもかかわらず、長期にわたって市営住宅の家賃を滞納している。このため、令和6年7月31日限りで契約を解除し、明渡しを求めたが、これに応じないため訴えを提起するものである。

4 請求の要旨

別表記載の者について、本件市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び市営住宅の明渡し済みに至るまでの期間について、普通市営住宅については近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額、改良市営住宅については家賃及び割増賃料の合計額の2倍に相当する額の損害金の支払を求める請求

別表

被告の住所及び氏名	住 宅 名	備 考

報 告 第 39号

令和 6年11月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 24号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	公園事故
損害賠償額	28,500円
事件の概要	令和6年7月23日10時頃、姫路市北平野六丁目1009番地219の北平野タウン第九号公園において、剪定中に落下した木が相手方所有のフェンスに当たり、当該フェンスに損害を与えたもの

報 告 第 40号

令和 6年11月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 25号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	自動車損傷事故
損害賠償額	595,480円
事件の概要	令和6年5月16日13時40分頃、姫路市継180番地16の本市が管理するごみステーションにおいて、強風により当該ごみステーションから飛散した看板が近隣の相手方宅に駐車していた相手方所有の普通乗用自動車に接触し、当該車両に損害を与えたもの

報 告 第 41号

令和 6年11月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 27号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	建物浸水事故
損害賠償額	318,950円
事件の概要	令和6年5月10日未明、姫路市増位新町二丁目36番地の市営花北住宅において、床下給水管から漏れ出した水が階下に漏れ、相手方所有のノートパソコン等に損害を与えたもの

報 告 第 42号

令和 6年11月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

記

専 決 第 28号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例第1号の規定に基づき、次のことについて専決処分する。

事 件 区 分	自動車損傷事故
損害賠償額	52,800円
事件の概要	令和6年7月29日13時20分頃、姫路市網干区網干浜4番地1のエコパークあぼしにおいて、本市職員が相手方普通乗用自動車から降ろされた粗大ごみを分別ボックスに投入しようとしたところ、誤って当該車両に接触させ、当該車両に損害を与えたもの